　　　栃木市コンプライアンス推進条例施行規則

　（趣旨）

第１条　この規則は、栃木市コンプライアンス推進条例（平成３１年栃木市条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

　（審査会の会長）

第２条　栃木市コンプライアンス審査会（以下「審査会」という。）に、会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

　（審査会の運営）

第３条　審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

２　審査会の会議は、委員（臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

５　審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

６　前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

　（内部公益通報の窓口）

第４条　条例第１２条第１項に規定する受付窓口は、総務部職員課とする。

２　条例第１２条第２項に規定する外部窓口は、契約により委託するものとする。

　（書面による内部公益通報）

第５条　条例第１３条第１項本文に規定する書面は、内部公益通報書（別記様式第１号）とする。

　（内部公益通報の移送）

第６条　外部窓口は、条例第１４条の規定により審査会へ内部公益通報を移送するときは、内部公益通報移送書（別記様式第２号）に内部公益通報書を添えて、審査会に移送するものとする。

　（内部公益通報の調査結果等）

第７条　条例第１５条第２項に規定する通知は、内部公益通報調査不実施通知書（別記様式第３号）によるものとする。

２　条例第１５条第４項に規定する報告は、内部公益通報調査結果報告書（別記様式第４号）によるものとする。

３　条例第１５条第５項に規定する通知は、内部公益通報調査結果通知書（別記様式第５号）によるものとする。

　（是正措置の報告等）

第８条　条例第１６条第２項に規定する報告は、内部公益通報措置実施報告書（別記様式第６号）によるものとする。

２　条例第１６条第３項に規定する通知は、内部公益通報措置実施通知書（別記様式第７号）によるものとする。

　（不利益な取扱いの申立て）

第９条　条例第１８条の規定による不利益な取扱いの是正の申立ては、不利益取扱是正申立書（別記様式第８号）によるものとする。

　（不利益な取扱いの報告）

第１０条　条例第１９条第２項本文に規定する報告は、不利益取扱是正申立報告書（別記様式第９号）によるものとする。

　（不利益な取扱いの是正の勧告）

第１１条　条例第１９条第３項前段に規定する勧告は、不利益取扱是正勧告書（別記様式第１０号）によるものとする。

２　条例第１９条第３項後段に規定する通知は、不利益取扱是正勧告実施通知書（別記様式第１１号）によるものとする。

３　条例第１９条第４項に規定する市長等への報告については不利益取扱調査結果報告書（別記様式第１２号）によるものとし、申立者への通知については不利益取扱調査結果通知書（別記様式第１３号）によるものとする。

　（不利益な取扱いの是正の求め）

第１２条　条例第２０条に規定する是正の求めは、不利益取扱是正要求書（別記様式第１４号）とする。

　（準用）

第１３条　第９条から前条までの規定は、条例第２２条の規定により準用された審査会の調査に協力した職員等について準用する。

　（外部公益通報の窓口）

第１４条　条例第２４条に規定する案内窓口は、生活環境部市民生活課とする。

　（栃木市不当要求行為等対策委員会の委員）

第１５条　栃木市不当要求行為等対策委員会（以下「委員会」という。）は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は副市長を、副委員長は教育長を、委員は別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

　（委員会の運営）

第１６条　委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

３　委員長は、特定の組織での対応が可能と認められるときは、第１８条に規定する栃木市不当要求等対策部会において協議させることができる。

４　委員会の庶務は、生活環境部交通防犯課において処理する。

（委員会の所掌事務）

第１７条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　不当要求行為等に係る対応方針及び対策に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

（部会）

第１８条　不当要求行為等に対応するため、委員会に、別表第２に掲げる区分ごとに対策部会（以下「部会」という。）を置く。

２　部会に、部会長及び副部会長を置く。

３　部会長は、別表第２に掲げる者とする。

４　副部会長は、部会長が指名した部会員とする。

５　部会員は、別表第２に掲げるそれぞれの部会に所属する課等の長及び部会長が必要と認める職員をもって充てる。

６　部会は、必要に応じて部会長が招集する。

７　部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

８　部会の庶務は、部会長が定める課において行う。

９　前各号に掲げるもののほか、部会の組織及び運営は、部会長が必要に応じて決定する。

（部会の所掌事務）

第１９条　部会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　不当要求行為等に係る対応方針及び対策に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、部会が必要と認める事項

　（不当要求行為等の報告）

第２０条　条例第２８条第２項及び第３項後段に規定する報告は、不当要求行為等発生報告書（別記様式第１５号）によるものとする。

　（意見の求め）

第２１条　条例第２８条第６項後段に規定する意見の求めは、栃木市コンプライアンス諮問書（別記様式第１６号）によるものとする。

　（不当要求行為等に関する警告）

第２２条　条例第２９条に規定する警告は、警告書（別記様式第１７号）によるものとする。

　（意見の聴取）

第２３条　条例第３０条第２項の規定により審査会に意見を聴くときは、栃木市コンプライアンス諮問書によるものとする。

　（意見を述べる機会の付与）

第２４条　条例第３０条第３項の規定による不当要求行為等を行う者に対する意見を述べる機会の付与は、市長等が口頭ですることを認めたときを除き、意見を記載した書面を提出してするものとする。

　（不祥事に関する審査会による調査）

第２５条　市長等は、条例第３２条第２項後段の規定により審査会に意見を求めるときは、栃木市コンプライアンス諮問書を審査会に提出するものとする。

２　市長等は、条例第３２条第４項の規定により審査会に調査を依頼し、是正措置及び再発防止措置について意見を求めようとするときは、栃木市コンプライアンス諮問書を審査会に提出するものとする。

　（補則）

第２６条　この規則に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

別表第１（第１５条関係）

|  |
| --- |
| 総合政策部長　総合政策部副部長　総務部長　危機管理監　財務部長　生活環境部長　保健福祉部長　こども未来部長　産業振興部長　建設部長　都市整備部長　都市整備部技監　会計管理者　議会事務局長　消防長　上下水道局長　教育部長　生涯学習部長　監査委員事務局長　農業委員会事務局長 |

別表第２（第１８条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対策部会名 | 部会長名 | 区分 |
| 総合政策部対策部会 | 総合政策部長の職にある者 | 総合政策部に所属する課等  会計課 |
| 総務部対策部会 | 総務部長の職にある者 | 総務部に所属する課  議会事務局  選挙管理委員会事務局  監査委員事務局  公平委員会  固定資産評価審査委員会 |
| 財務部対策部会 | 財務部長の職にある者 | 財務部に所属する課 |
| 生活環境部対策部会 | 生活環境部長の職にある者 | 生活環境部に所属する課 |
| 保健福祉部対策部会 | 保健福祉部長の職にある者 | 保健福祉部に所属する課 |
| こども未来部対策部会 | こども未来部長の職にある者 | こども未来部に所属する課 |
| 産業振興部対策部会 | 産業振興部長の職にある者 | 産業振興部に所属する課  農業委員会事務局 |
| 建設部対策部会 | 建設部長の職にある者 | 建設部に所属する課 |
| 都市整備部対策部会 | 都市整備部長の職にある者 | 都市整備部に所属する課 |
| 上下水道局対策部会 | 上下水道局長の職にある者 | 上下水道局に所属する課 |
| 消防本部対策部会 | 消防長の職にある者 | 消防本部に所属する課 |
| 教育部対策部会 | 教育部長の職にある者 | 教育部に所属する課 |
| 生涯学習部対策部会 | 生涯学習部長の職にある者 | 生涯学習部に所属する課 |

別記様式第１号（第５条関係）

内部公益通報書

　（宛先）栃木市コンプライアンス審査会会長

　　次のとおり内部公益通報します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 通報者 | 氏名 |  | | |
| 所属又は住所 |  | | |
| 職員等の区分 | □職員　□請負契約業務従事者　□派遣労働者  □指定管理業務従事者　□退職者 | | |
| 希望する連絡方法 | □書面の送付　□電話　□ＦＡＸ　□電子メール  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 連絡先等 |  | | |
| 通報を匿名とする理由 |  | | |
| 通報日 | | 年　　月　　日 | | |
| 内部通報対象事実 | 内容 | ※いつ、誰が、何をしたかを具体的に記入してください。 | | |
| 関係する者の所属及び氏名 |  | | |
| 内容を知った経緯 |  | | |
| 内容を知った日 | 年　　月　　日 | | |
| 他に通報事実を知っている者の有無 | □有  （　　　　　　　）  □無 | 証拠資料の有無 | □有  （　　　　　　　）  □無 |
| その他 | |  | | |

備考

１　匿名を希望する場合は、「氏名」及び「所属又は住所」欄は記入せず、「通報を匿名とする理由」欄を記入してください。

２　「氏名」欄を記載した場合でも、公表の際に匿名を希望する場合は、「通報を匿名とする理由」欄に記入してください。

　　３　証拠となる書類を添付してください。

別記様式第２号（第６条関係）

内部公益通報移送書

年　　月　　日

（宛先）栃木市コンプライアンス審査会会長

（外部窓口）

　　次のとおり内部公益通報がありましたので移送します。

通報日

受付者

内部公益通報書　別添のとおり

別記様式第３号（第７条関係）

内部公益通報調査不実施通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

栃木市コンプライアンス審査会会長　　　印

　　　　　年　　月　　日付けの内部公益通報については、次の理由により内部通報対象事実に該当しないため、調査を行わないこととしたので通知します。

内部通報対象事実に該当しない理由

別記様式第４号（第７条関係）

内部公益通報調査結果報告書

年　　月　　日

　（宛先）（市長等）

栃木市コンプライアンス審査会会長　　　印

　　　　　年　　月　　日付けの内部公益通報について、次のとおり調査の結果を報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 通報者 | 氏名 |  |
| 所属又は  住所 |  |
| 通報日 | | 年　　月　　日 |
| 調査内容 | |  |
| 調査方法 | |  |
| 調査結果 | |  |
| 是正措置等の  内容 | |  |

　備考

　　通報者欄については、通報者の同意があった場合のみ記入してください。

別記様式第５号（第７条関係）

内部公益通報調査結果通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

栃木市コンプライアンス審査会会長　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けの内部公益通報について、次のとおり調査の結果を通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 調査内容 |  |
| 調査方法 |  |
| 調査結果 |  |

別記様式第６号（第８条関係）

内部公益通報措置実施報告書

年　　月　　日

　（宛先）栃木市コンプライアンス審査会会長

（市長等）　　　印

　　　　年　　月　　日付けの内部公益通報について、次のとおり是正措置及び再発防止措置を講じましたので報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 是正措置の  内容 |  |
| 再発防止措置の内容 |  |

別記様式第７号（第８条関係）

内部公益通報措置実施通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

栃木市コンプライアンス審査会会長　　　印

　　　　年　　月　　日付けの内部公益通報について、別添のとおり（市長等）から是正措置及び再発防止措置の報告がありましたので通知します。

別記様式第８号（第９条関係）

不利益取扱是正申立書

年　　月　　日

（宛先）栃木市コンプライアンス審査会会長

　　　　年　　月　　日付けで内部公益通報を行ったことにより不利益な取扱いを受けましたので、その旨申し立てます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申立者 | 氏名 |  |
| 所属又は住所 |  |
| 希望する連絡方法 | □書面の送付　□電話　□ＦＡＸ　□電子メール  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 連絡先等 |  |
| 不利益な取扱いの内容 | |  |
| 希望する是正の内容 | |  |
| その他 | |  |

別記様式第９号（第１０条関係）

不利益取扱是正申立報告書

年　　月　　日

　（宛先）（市長等）

栃木市コンプライアンス審査会会長　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで次のとおり不利益な取扱いの是正の申立てがありましたので報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申立者 | 氏名 |  |
| 所属又は住所 |  |
| 不利益な取扱いの内容 | |  |
| 希望する是正の内容 | |  |
| その他 | |  |

別記様式第１０号（第１１条関係）

不利益取扱是正勧告書

年　　月　　日

　（宛先）（市長等）

栃木市コンプライアンス審査会会長　　　印

　　　　　年　　月　　日付けの不利益な取扱いの是正の申立てについて、次のとおり是正する措置を講ずるよう勧告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 不利益な取扱いの内容 |  |
| 是正する措置の内容 |  |

別記様式第１１号（第１１条関係）

不利益取扱是正勧告実施通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　様

栃木市コンプライアンス審査会会長　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けの不利益な取扱いの是正の申立てについて、次のとおり是正する措置を講ずるよう勧告しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 不利益な取扱いの内容 |  |
| 是正する措置の内容 |  |

別記様式第１２号（第１１条関係）

不利益取扱調査結果報告書

年　　月　　日

　（宛先）（市長等）

栃木市コンプライアンス審査会会長　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けの不利益な取扱いの是正の申立てについて、調査の結果、不利益な取扱いがあると認められないので、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 不利益な取扱い申立ての内容 |  |
| 不利益な取扱いがあると認められない理由 |  |

別記様式第１３号（第１１条関係）

不利益取扱調査結果通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　様

栃木市コンプライアンス審査会会長　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けの不利益な取扱いの是正の申立てについて、調査の結果、不利益な取扱いがあると認められないので次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 不利益な取扱い申立ての内容 |  |
| 不利益な取扱いがあると認められない理由 |  |

別記様式第１４号（第１２条関係）

不利益取扱是正要求書

年　　月　　日

　（宛先）（労務提供先）

（市長等）　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで次のとおり不利益な取扱いの是正の申立てがありましたので、是正措置を講ずるよう求めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申立者 | 氏名 |  |
| 所属又は住所 |  |
| 不利益な取扱いの内容 | |  |
| 希望する是正の内容 | |  |
| その他 | |  |

別記様式第１５号（第２０条関係）

不当要求行為等発生報告書

　（宛先）（市長等）

年　　月　　日

　　不当要求行為等を受けましたので、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 報告者職氏名 |  |
| 事案発生日時 | 年　　月　　日　午　　　時　　　　分ころ |
| 事案発生場所 |  |
| 対応職員 |  |
| 相手方  (住所、個人・団体名、連絡先等) |  |
| 不当要求行為等の概要 |  |
| 対応・措置の状況 |  |
| 備考 |  |

別記様式第１６号（第２１条、第２３条、第２５条関係）

栃木市コンプライアンス諮問書

年　　月　　日

　（宛先）栃木市コンプライアンス審査会会長

（市長等）　　　印

　　栃木市コンプライアンス推進条例の規定により、次のとおり栃木市コンプライアンス審査会に諮問します。

　　諮問の内容

別記様式第１７号（第２２条関係）

警告書

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

（市長等）　　　印

　　栃木市コンプライアンス推進条例第２９条の規定により、次のとおり警告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 警告の原因となる事実 |  |
| 警告の内容 |  |